Deloitte

業務監查報告書

(自 平成 22年 1 月 1 日 至 平成 22年12月31日)

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター



Deoitte



有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所 〒108-8530 東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル Tel: (03) 3457 7321

平成23年4月14日

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

理 事 長 郡 嶌 孝 殿

有限責任監査法人 トーマッ

社 員 公認会計士 畝 井 俊 樹

当監査法人は、貴法人よりご依頼のありました使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)第92条に定める資金管理業務を行う法人(以下「資金管理センター」という。)の業務及び法第105条に定める再資源化等業務を行う法人(以下「再資源化支援部」という。)の法第98条に定める特定再資源化預託金等の出えんを受けて行う法第106条第3号の業務(以下「第3号業務」という。)並びに法第114条に定める情報管理業務を行う法人(以下「情報管理部」という。)の業務監査を実施いたしましたので、以下の通りご報告申し上げます。

本報告書は、貴法人の内規に定める監査法人による業務監査を実施し、その業務監査結果について 当監査法人により作成されたものであります。本報告書作成のための調査は、当監査法人が貴法人と の打合せの結果合意された調査依頼事項について調査手続を実施したものであり、財務諸表監査の意 見表明を前提とした通常実施すべき監査手続を実施したものではなく、また、会計処理及び管理制度 等の信頼性を保証することを目的としたものではありません。

なお、本報告書は、貴法人の内部管理に役立てることを目的として作成されたものであり、当監査 法人の了解なしに、他の目的に利用されないものと理解しております。

今回の業務監査に当たり、関係部署各位のご協力を得ましたことを改めてお礼申し上げます。

目 次

	養務監	査の概	· 要											 				1
1 .	業務	監査実	施概	要.										 				1
(1	() 業	務監査	の目	的·										 				1
(2	2) 業	務監査	の範	囲及	び方	法								 				1
2 .	業務	監査の	対象											 				1
3 .	業務	監査の)方法											 				1
4 .	業務	監査の	対象	期間										 				2
5.	業務	監査の	実施	期間										 				2
. 訂	副 查	結												 				3
	-	結 託金等	果・															
. 訂	1 預		果・ [[] (リ		 クル		金)	ත ^l	収受	業	務0	D調	查	 				3
. 訓	· 預 ② 支		果・ ¥(リ	サイ 払・	 クル 	···· /料字	金)	のI 	汉受	· · · ·	務 <i>0</i> 	D調 ···	查	 				3
. 訓 (1 (2	· 預 ② 支 ③ 資	託金等	果 · 〔(リ の調	サイ 払 · 査 ·	・・・・ クル ・・・・	···· /料3 ···	金)	のI	权受 	受業 	務 <i>0</i> 	D調 	(查	 			 1	3 3
. 訓 (1 (2 (3	· 預 支 資 資	託金等金運用	果・「リの調人	サイ 払 ・ 査 ・ 資	・・・・ クル ・・・・ 金管	 	金)	の!	权受 一)	e業 の	務 <i>0</i> 	D調 公管	査	 	語	···· 查·	 1 2 2	3 3 3 7

. 業務監査の概要

1.業務監査実施概要

(1) 業務監査の目的

この調査は資金管理センターの業務及び再資源化支援部の第3号業務並びに情報管理部の業務について合意された手続に基づく業務監査を実施することを目的としている。

本報告書作成のための業務監査は、当監査法人が貴法人との打合せの結果合意された調査依頼事項について手続を実施したものであり、財務諸表に対する監査意見の表明を前提とした通常実施すべき監査手続を実施したものではない。

(2) 業務監査の範囲及び方法

資金管理センターでの収受・運用・支払業務及び一般管理等及び再資源化支援部での第3号業務並びに情報管理部の業務について、業務監査の各対象期間の業務監査実施日現在における状況を把握するため、関連部署に対してヒアリングを行うとともに、入手・閲覧が可能な範囲で関連する資料を査閲した。

2.業務監査の対象

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「JARC」という。)における資金管理センター及び再資源化支援部並びに情報管理部。

なお、資金管理センターにおいて使用されているリサイクルシステム等のコンピュータシステムは調査対象外であり、また、資金管理センターの業務の一部を行っているコンタクトセンター も調査対象外である。

3 . <u>業務監査の方法</u>

予め貴法人と当監査法人とで合意された手続により実施する。

なお、資金管理センターからの指示により、合意された手続を実施するに際しては、調査対象外とされたリサイクルシステム等のコンピュータシステムから出力された帳票は正しいものとして手続を行っている。また、調査対象外とされたコンタクトセンターにおける業務は適切に実施されていることを前提としている。

4.業務監査の対象期間

平成22年1月1日から平成22年12月31日

5.業務監査の実施期間

平成22年12月14日から平成23年4月13日

<利用にあたっての留意事項>

本報告書でいう業務監査は、契約の委嘱者と受嘱者の当事者間において合意された手続によって 実施したものであり、資金管理センター、再資源化支援部及び情報管理部のすべての業務を対象と したものではなく、調査対象とした業務についても、業務の適切性や信頼性についていかなる保証 を与えるものではない。

また、本報告書の調査結果に記載された内容は、何らかの規準に照らして判断したものではなく 合意された手続を実施した結果を記載したものであり、結論の表明を行っているものではない。

なお、本報告書は、JARCの内部利用目的で作成されたものであり、この報告目的以外に利用された場合に生じる結果に対して有限責任監査法人トーマツはいかなる責任を負うものではない。

- 2 -

.調 査 結 果

(1) 預託金等(リサイクル料金)の収受業務の調査

<預託金の収受>

リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

【自動車メーカー・インポーター経由(新車時預託)】

- 平成22年1月から12月のリサイクル料金の入金について入金額を、メーカー収納入金確定情報、預金明細表とをサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が記載されていることを確かめる。
- 1ヶ月の入金累計と仕訳票(メーカー収納)とをサンプルについて照合する。違算が 生じた場合、自動車メーカー・インポーター等への照会が業務マニュアル(再資源化預 託金等・資金管理料金の入金管理マニュアル)に準拠して行われていることをサンプル について確かめる。
- 期限までに入金していないものについて、自動車メーカー・インポーターへの督促が 行われていることをサンプルについて確かめる。

【並行輸入(新車時預託)】

- 平成22年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、郵便振替受払通知 書、入金明細情報をサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が 記載されていることを確かめる。
- 平成22年1月から12月の期間における入金額を会計伝票、郵便振替受払通知書、仕訳票(払込票郵送型収納)と照合する。預託金の入金額と仕訳票に不一致が生じている場合、差異の原因が記載されていることを確かめる。

【口座引落収納(引取時預託)】

- 平成22年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金明細情報、収納代行業者からのお振込通知をサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が記載されていることを確かめる。
- 預託金の入金額と仕訳票(口座引落収納)をサンプルについて照合し、差異について

その原因が記載されていることを確かめる。

• 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消しこみされていることをサンプル について確かめる。

【コンビニ収納・SPC(引取時預託)】

- 平成22年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金 予定情報をサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が記載され ていることを確かめる。
- 預託金の入金額と仕訳票(SPC収納)をサンプルについて照合し、差異についてその原因が記載されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消しこみされていることをサンプル について確かめる。

【コンビニ収納・セブンイレブン(引取時預託)】

- 平成22年1月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金 予定情報をサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が記載され ていることを確かめる。
- 預託金の入金額と仕訳票(セブンイレブン収納)をサンプルについて照合し、差異に ついてその原因が記載されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消しこみされていることをサンプル について確かめる。

【郵便局収納(引取時預託)】

- 平成22年1月から12月の期間における入金額を会計伝票、「郵便振替受払通知票」入
 金明細情報とサンプルについて照合する。差異が生じている場合は、その原因が記載されていることを確かめる。
- 預託金の入金額と仕訳票(郵便局収納)をサンプルについて照合する。不一致が生じている場合、差異の原因が記載されていることを確かめる。
- 差異が生じた取引について、後日の入金まで個別消しこみされていることをサンプル

について確かめる。

<調査結果>

【自動車メーカー・インポーター経由(新車時預託)】

- 平成22年1月から12月のリサイクル料金の入金について、メーカー収納入金確定情報、預金明細表とを12件のサンプルを抽出して照合した結果、3件のサンプルについて差異が生じていた。これらの差異の原因は「メーカー収納入金確定情報」に記載されており、これら3件は督促を要するものあるいは追加の会計処理を要するものではないことを確かめた。
- リサイクル料金の1ヶ月の入金累計について、仕訳票(メーカー収納)の入金予定額合計とメーカー収納入金明細のリサイクル料金の合計金額とを1月から12月までの各月について照合した結果、5月、6月、7月、8月について双方の金額が一致しなかった。これらの違算は、月次で「メーカー収納 入金確定情報*月預託分」に基づいて違算内容が把握され、業務マニュアルに従い修正されていた。また、違算の原因が「リサイクル料金返還管理表」に記載されていることを確かめた。
- 平成22年1月から12月の入金予定日と実際の入金日に差異のあるものについて内容を 把握し、経理係の対応を記載した「メーカー収納 入金確定情報2009年度 2010年度」 を閲覧した結果、期限までに入金していないものについて自動車メーカー・インポーターへの督促が行われていた。但し、業務マニュアル上、入金確認の出来ないメーカー・インポーターへの問い合わせ、確認E-mailは統一して翌月1日に連絡をするとなっているが、3月預託分1件、6月預託分1件については、それぞれ、それらから1日遅い、5月7日、8月3日の督促となっていた。これは、担当者が休暇で不在であったためであり、副担当者はこのことを認識したうえで、翌日に正担当者が処理することを前提に業務を進めており、業務の進捗管理は行われていたとの説明を受けた。

【並行輸入(新車時預託)】

- 平成22年 1 月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、郵便振替受払通知
 書、入金明細情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、一致した。
- 平成22年1月から12月の期間における入金額を会計伝票、郵便振替受払通知書、仕訳

票(払込票郵送型収納)と照合した結果、一致した。

【口座引落収納(引取時預託)】

- 平成22年1月から12月のリサイクル料金の入金について、会計伝票、預金明細表、入金明細情報、収納代行業者からのお振込通知を12件のサンプルを抽出して照合した結果、一致した。
- 預託金の入金額と仕訳票(口座引落収納)とは一致しなかった。口座収納の残高が不足している場合引落しが行われない等、不一致となる要因があるため、「JCB振替表」を作成し、両者の整合性を検証していることを12件のサンプルについて確認した。
- 2回目の引落しまでに入金がされたものについては、JCB振替表に基づいて後日入金の消し込みがなされていることを確かめた。2回目の引落しで引落不能となった場合には、引落不能管理対象として、収納代行業者であるオリコへ伝達していることを確かめた。

【コンビニ収納・SPC(引取時預託)】

- 平成22年 1 月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金 予定情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、一致した。
- 預託金の入金額と仕訳票(SPC収納)は一致しなかった。これは、仕訳票の集計額とJARCへの入金額の集計期間が異なることから生じるものとの説明を受けた。経理係では、決算残高明細資料を作成し、両者の期間のズレを調整して一致するかを確認していることを12件のサンプルについて確かめた。
- 決算残高明細資料を査閲したところ平成22年1月から12月の仕訳票と入金額との間に は、期間のズレ以外の要因による差異は生じていなかった。

【コンビニ収納・セブンイレブン(引取時預託)】

- 平成22年 1 月から12月のリサイクル料金の入金について会計伝票、預金明細表、入金 予定情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、一致した。
- 預託金の入金額は、仕訳票(セブンイレブン収納)とは一致しなかった。これは、仕 訳票の集計額とJARCへの入金額の集計期間が異なることから生じるものとの説明を受け た。経理係では、決算残高明細資料を作成し、両者の期間のズレを調整して一致するか

を確認していることを12件のサンプルについて確かめた。

決算残高明細資料を査閲したところ平成22年1月から12月の仕訳票と入金額との間には、11月を除いて期間のズレ以外の要因による差異は生じていなかった。11月の差異については理由とその後の対応が記載されていた。

【郵便局収納(引取時預託)】

- 平成22年1月から12月の期間におけるリサイクル料金の入金額について会計伝票、「郵便振替受払通知票」、郵便局収納明細情報を12件のサンプルを抽出して照合した結果、一致した。
- 平成22年1月から12月の期間における預託金の入金額と仕訳票(郵便局収納)を照合した結果、一致した。

引落不能管理、リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- 平成22年1月から12月の期間における収納代行業者からの引落が不可となった情報について、未収金管理表に基づきオリコへメール等により伝達されていることをサンプルについて確かめる。
- 督促により入金があった場合、ゆうちょ銀行振込みについてはオリコ入金消込表と払 込取扱票を照合する。コンビニ入金についてはオリコ入金消込表と集金代行振込通知書 (コンビニ用)を照合する。
- 入金がない場合、未入金一覧リストを管理しているかをサンプルについて確かめる。
- オリコの振込用紙に記載された支払期日までに入金がなかった場合、リサイクルシステムの預託機能の利用停止措置がとられていることをサンプルについて確かめる。

- 平成22年1月から12月の期間における収納代行業者からの引落が不可となった情報について、未収金管理表に基づきオリコへ伝達するためのデータが作成されていることを12件のサンプルについて確かめた。
- 督促により入金があったものについて12件サンプルを抽出し、ゆうちょ銀行振込みに

ついてはオリコ入金消込表と払込取扱票、また、コンビニ入金についてはオリコ入金消込表と集金代行振込通知書(コンビニ用)とを照合した結果、一致した。

- 入金がない場合には、未入金一覧リストに記載され、入金されるまで追跡管理されていることを2件のサンプルについて確かめた。
- 引き落し不能が発生した場合、JARCから自動車再資源化協力機構に対して「自動車リサイクルシステム預託業務停止処理依頼書」をメールにて送り、預託業務(預託申請・リサイクル券発行)の停止が完了したら先方からメールにて完了報告書が送られていることをサンプルで1件確かめた。

リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

【自 治 体】

<手 続>

- 平成22年1月から12月の申込者(自治体)について放棄車両預託確認・申請書が入手 されていることをサンプルについて確かめる。
- 自治体からの申請後2ヶ月以内に入金がなされていることを上記のサンプルについて 確かめる。
- 期限までに入金のない場合に当該自治体へ督促が行われていることを上記のサンプル について確かめる。
- 預託申請額と入金額に不一致が生じたものについて、督促が行われていることを確か める。
- 平成22年1月から12月の未収入金残高の管理が行われていることをサンプルについて 確かめる。
- 平成22年1月から12月について、コンタクトセンターが、申込者からの預託申請後、申し込みデータを登録し引取可能連絡書を発行して申込のあった自治体へ遅滞なく(受付日から4日前後で)送付していることを、資金管理センターがモニターしており、必要に応じて指導する等により管理・監督していることをサンプルについて確かめる。

- 自治体入金管理表 V 1 における平成22年 1 月から12月までの各月の預託から 1 件ずつ (計12件)サンプルを抽出し、放棄車両預託確認・申請書が入手されていることを確か めた。
- 上記サンプルについて、自治体からの申請後2ヶ月以内に入金されていることについて確認した結果、全件2ヶ月以内に入金されていた。
- サンプル中には、預託申請額と入金額に不一致が生じたものはなかった。
- 自治体未収入金の管理は、自治体入金管理表 V 1 により行われているとの説明を受けた。各月の未収入金 自治体の総勘定元帳残高と自治体入金管理表 V 1 を集計した残高は整合していた。
- 上記12件のサンプルについて預託申請後、遅滞なく(受付日から4日前後で)引取可能連絡書を発行して申込のあった自治体へ送付していることを確認した結果、2件について受付日から6日以上経過して発送していた。いずれも、問い合わせに対する自治体からの回答が遅れたためで、管理は適正に行われていた。
- 資金管理センターによるコンタクトセンターのモニター状況については、 < コンタクトセンターの管理 > 参照。

【防衛省】

- 平成22年1月から12月の間で防衛省との契約が行われていることをサンプルについて 確かめる。
- 防衛省から契約書受領後2ヶ月以内に入金していることを上記のサンプルについて確かめる。
- 期限までに入金のない場合に経過等(遅れた理由等)を管理表に記載して管理が行われていることを上記のサンプルについて確かめる。

- 防衛省廃棄車両リストから申請日が平成22年1月から12月のものについて、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊につき各1件サンプルを抽出して確認した結果、いずれも契約書が取り交わされていることを確認した。
- 上記サンプルについて、契約書受領後2ヶ月以内に入金していることを確かめた。

<預託申請取消等>

事業者による預託申請取消案件の適正処理

<手続>

- 平成22年1月から12月のゆうちょ銀行振替による預託申請の取消しについて、リサイクルシステムから郵便局収納返金対象金額情報と返金のための郵便振替払出書(自動払出預入用)が出力され、会計伝票と共に管理者が承認していることをサンプルについて確かめる。
- ゆうちょ銀行経由での返金について、管理者による承認が行われていることをサンプルについて確かめる。

- 平成22年1月から12月のゆうちょ銀行振替による預託申請の取消しについて、郵便振替払出書が出力されていることを確認し、管理者により郵便局収納返金対象金額情報および会計伝票の承認が行われていることを確かめた。
- 郵便局収納預託金返金ファイルについて、管理者による承認が行われていることを確かめた。

誤預託に伴う預託取消案件の適正処理

<手 続>

- 平成22年1月から12月の誤預託に伴う預託取消について、次の所定の手続に従い処理 されていることをサンプルについて確かめる。
 - 申請者からの返金申請書及びその添付書類(リサイクル券等)の内容確認
 - ・ システムの取り消しエビデンス
 - 管理者の承認手続

<調査結果>

- 平成22年1月から12月の誤預託に伴う預託取消について、12件のサンプルを抽出して申請者からの申請書を返金金額等精算請求書と添付書類(リサイクル券等)により確認し、リサイクル料金訂正リスト兼返金申請リストによりシステムの取消手続を確かめた。このうち7件は返金を伴わない預託取消であり5件は返金を伴う預託取消であった。
- 返金を伴う5件のサンプルについて、預託返金が所定の手続に従い経理への返金処理 依頼が作成されていること、メーカー収納を除いて同月内に振込明細データが作成され 管理者の承認手続がなされていること、出金処理されていることを確かめた。
- 平成22年1月から12月の預託取消について12件のサンプルを抽出して、預託取消の受付から預託取消、返金までの期間が合理的な期間内(預託取消の承認月の翌月末日以内)であることを確かめた。

自動車メーカー等の装備修正に伴うリサイクル料金修正及び返金案件の適正処理

- 平成22年1月から12月の装備修正に伴うリサイクル料金の修正及び返金について、次の所定の手続に従い処理されていることをサンプルについて確かめる。
 - ・ 自動車メーカー等からの申請書及びその添付書類の内容確認
 - システムの取消エビデンス
 - 管理者の承認手続

- 平成22年1月から12月の自動車メーカー等の装備修正に伴うリサイクル料金の修正及び返金について、10件のサンプルを抽出し自動車メーカー等からの申請書及びその添付書類、システムの取消エビデンス(リサイクルシステムデータ修正申請書)の内容確認を行い、収納あるいは返金の手続が所定の手続に従い実施されていることを確かめた。
- なお、3件については自動車メーカー等から所定の書類が届いていないため返金処理 は行われていなかった。
- 管理者の承認は行われていた。

コンビニでの誤入金に伴う返金案件の適正処理

<手 続>

- 平成22年 1 月から12月の誤入金に伴う返金について、次の所定の手続に従い処理されていることをサンプルについて確かめる。
 - ・ 申請者からの返金申請書及びその添付書類(コンビニ領収書)の内容確認
 - 管理者の承認手続

- 平成22年1月から12月のコンビニでの誤入金に伴う返金案件について、7件のサンプルを抽出して申請者からの返金申請書及びその添付書類の内容確認など所定の手続を経て返金等の処理が行われていることを確かめた。
- 管理者による承認が行われていることを確かめた。

誤預託等に伴う過去に生じた不明差異の適正処理

<手 続>

平成22年1月から12月の総勘定元帳・未収入金 個別登録勘定の残高と未収入金 個別登録明細表の残高が一致していること及び総勘定元帳・未払金 個別登録勘定に動きがないことを確かめる。

<調査結果>

- 平成22年1月から3月の総勘定元帳・未収入金 個別登録勘定の残高と未収入金 個別登録残高内訳明細の残高を照合した結果、1月及び2月は一致したが、3月は一致しなかった。差異金額は、未収入金の貸方残高を未払金へ振り替えた金額と同額であった。
- 平成22年4月から12月の総勘定元帳・未収入金 個別登録勘定の残高と未収入金 個別登録明細表の残高を照合した結果一致した。また、平成21年6月から総勘定元帳・未 払金 個別登録勘定に残高の増減はなかった。

(2) 支 払

< リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡>

エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

平成22年1月から12月の再資源化等預託金の払渡が自動車リサイクルシステム(以下「システム」という。)から出力される払渡通知書及び一般社団法人自動車再資源化協力機構からの請求書に基づいて資金管理センターから自動車製造業者等へなされていることをサンプルについて確かめる。

- 平成22年1月から12月の再資源化等預託金の払渡について、システムから出力される 仕訳票(再資源化預託金等払渡:月次・帳票サマリー)とシステムの画面印刷である再 資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧、再資源化料金払渡>払渡予定等登録>結果及 び再資源化料金払渡>払渡予定等承認>結果の金額が一致していることを確かめた。
- システムの画面印刷である再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧から各月1件ずつサンプルを抽出し、再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧、再資源化等預託金の払渡金額通知書、再資源化等預託金の払渡金額請求書及び振込明細データと一致していることを確かめた。
- 支払について抽出したサンプルのすべてについて、振込明細データに部長(もしくは 部長代理)の承認印が押印されていることを確かめた。

<情報管理料金の情報管理部への払渡>

エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証

<手続>

- 平成22年1月から12月の情報管理料金の払渡がシステムから出力される払渡通知書及び 情報管理部からの請求書に基づいて資金管理センターから情報管理部へなされているこ とをサンプルについて確かめる。
- 平成22年1月から12月のシステムからの出力帳票を修正した金額が請求された場合は、 その理由が記載され承認を受けていることをサンプルについて確かめる。

- 平成22年1月から12月の情報管理料金の払渡について、リサイクルシステムの画面印刷である情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧と、情報管理料金払渡>払渡対象抽出・承認>完了、又は承認後に出力される情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧との金額の一致を確かめた。
- 情報管理料金の払渡についての承認は、リサイクルシステムからの出力帳票である情報 管理料金払渡>払渡状況確認>一覧に部長承認を受け、システムに承認入力した後、情

報管理料金払渡>払渡対象抽出・承認>完了を出力していた。さらに部長承認後にも再度、情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧を出力していた。

- 各月1件について、情報管理料金払渡>払渡対象抽出・承認>完了、と情報管理料金の 払渡請求書、情報管理料金の払渡通知書及び振込明細データとの金額の一致を確かめ
 た。
- 抽出した支払のすべてのサンプルについて、振込明細データに部長の承認印が押印されていることを確かめた。
- システムからの出力帳票を修正した金額が請求された月について、サンプル1件について、情報管理料金未預託車両一覧が作成され、理由が記載され課長の承認印が押印されていることを確かめた。

< 特定再資源化預託金等の出えん等 >

特定再資源化預託金等の出えん等業務プロセスの検証

- 平成22年 1 月から12月の特定再資源化預託金等の発生状況を記載し資金管理センター関係者へ報告していることをサンプルについて確かめる。
- 平成22年1月から12月の特定再資源化預託金等の出えん等が、以下の所定の手続により 行われていることをサンプルについて確かめる。
 - ・ 資金管理センター(資金管理業務)における充当並びに再資源化支援部(離島対策等支援事業)及び情報管理部(情報管理業務)に対する出えんについて、離島対策等検討会、資金管理業務諮問委員会、理事会、評議員会での審議等を経て主務大臣の承認
 - ・ 資金管理センターにおける特定再資源化預託金等の資金移動及び当該特定再資源化 預託金等の資金管理業務に要する費用への充当
 - ・ 再資源化支援部及び情報管理部への特定再資源化預託金等の出えん金額等の通知及 び当該特定再資源化預託金等の指定口座への送金

- 特定再資源化預託金等の発生状況について、資金管理センター財務計画係から情報管理 部及び再資源化支援部へ電子メールにより報告していることを、1月分(1月末時点残 高)、4月分(4月末時点残高)、7月分(7月末時点残高)、10月分(10月末時点残 高)の電子メールのコピー、及びその電子メールの添付ファイルである「特定再資源化 預託金等の発生状況」を閲覧することにより確かめた。
- 資金管理センター(資金管理業務)における充当については、第32回資金管理業務諮問委員会(平成21年12月8日の委員会において継続審議・修正提案審議となり、平成21年12月21日において修正提案が委員全員の賛成を得て承認)、第40回理事会(平成21年12月22日)及び第42回評議員会(平成21年12月22日)の議事録、並びに第33回資金管理業務諮問委員会(平成22年3月9日)、第41回理事会(平成22年3月26日)及び第43回評議員会(平成22年3月26日)の議事録を閲覧し、審議・承認、議決、同意が行われていることを確かめた。
- 再資源化支援部(離島対策等支援事業)に対する出えんについては、第16回離島対策等 検討会(平成21年12月3日)、第33回資金管理業務諮問委員会(平成22年3月9日)、 第41回理事会(平成22年3月26日)及び第43回評議員会(平成22年3月26日)の議事録 を閲覧し、審議・承認、議決、同意が行われていることを確かめた。
- 情報管理部(情報管理業務)に対する出えんについては、第33回資金管理業務諮問委員会(平成22年3月9日)、第41回理事会(平成22年3月26日)及び第43回評議員会(平成22年3月26日)の議事録を閲覧し、審議・承認、議決、同意が行われていることを確かめた。
- 「特定再資源化預託金等を資金管理業務の実施に要する費用に充てることについての承認申請書」及び「特定再資源化預託金等の出えん等の承認申請書」、並びに「特定再資源化預託金等を資金管理業務の実施に要する費用に充てることについての承認について」及び「特定再資源化預託金等の出えん等の承認について」を閲覧することにより、特定再資源化預託金等の出えんの承認申請書が経済産業大臣及び環境大臣に提出され、大臣承認が行われていることを確かめた。
- 経済産業大臣及び環境大臣により承認された充当について、資金管理センター企画課長から資金管理センター経理課長へ「特定再資源化預託金等の充当について」と題された

通知書が送付されており、さらにこの通知書の充当金額が「特定再資源化預託金等を資金管理業務の実施に要する費用に充てることについての承認について」又は「特定再資源化預託金等の出えん等の承認について」に記載されている充当金額に一致していることを確かめた。

- 経済産業大臣及び環境大臣により承認された出えんについて、資金管理センターから再 資源化支援部及び情報管理部へ「出えん通知書」が送付されており、さらに、この出え ん通知書に記載された出えん金額が「特定再資源化預託金等の出えんの承認について」 に記載されている出えん金額に一致していることを確かめた。
- 預金払戻請求書及び振込依頼書のコピーを閲覧することにより、資金管理センターにおける資金移動、並びに資金管理センターから再資源化支援部及び情報管理部への資金移動が、管理者の承認のもと行われていることを確かめた。

< 資金管理料金からの支出金額及び支出先の妥当性 >

業務プロセスの検証

<手続>

- 平成22年1月から12月の資金管理料金特別会計において二重払い、支払漏れを防止する 仕組みが構築されていることを確かめる。
- 平成22年1月から12月の他法人(指定法人を含む)との次の共通費用が関係者(法人間調整会議)で合意された基準で按分されて支払われていることを下記の費用について確かめる。
 - ・ 外部ネットワーク運営費
 - ・ システム・改修保守費用
 - ・ データセンター運営費

- 担当者に対する質問により、二重払いを防止するため支払処理済の請求書については処理済印を押印しており、支払漏れを防止するために「請求書管理表」を作成し、支払処理の網羅性について確認しているとの回答を得た。また、1月末支払分から12月末支払分の請求書の綴りを査閲し、請求管理表が作成されていること、請求管理表の合計額と振込明細データの金額が一致していることを確かめた。
- 法人間調整会議議事録及び支払内訳を査閲し、1月から12月の外部ネットワーク運営費が、平成20年10月21日付けの法人間調整会議において合意された基準により按分されていることを確かめた。
- 法人間調整会議議事録及び支払内訳を査閲し、1月から3月のシステム・改修保守費用 及びデータセンター運営費が、平成20年10月23日付けの法人間調整会議において合意さ れた基準により按分されていることを確かめた。
- 法人間調整会議議事録及び支払内訳を査閲し、4月から12月のシステム・改修保守費用及びデータセンター運営費が、平成21年10月28日付けの法人間調整会議において合意された基準により按分されていることを確かめた。

<費 用 按 分>

特定費用の按分計上

- 平成22年1月から12月の資金管理料金の下記費用について、費用按分が次の基準に基づいて行われていることをサンプルについて確かめる。
 - ・ リサイクル料金等収納手数料(「新車購入時預託関連費」と「引取時預託関連費」 に按分)
 - ア)郵便局収納の新車並行輸入分は新車購入時預託関連費負担
 - イ)郵便局収納の引取分は引取時預託関連費負担
 - ウ) セブンイレブン収納分は、件数実績により新車購入時預託関連費と引取時預託関 連費に按分
 - エ)SPC収納分は、件数実績により新車購入時預託関連費と引取時預託関連費に按分
 - オ)JCB収納分は引取時預託関連費負担

- ・ 登録情報等取得費を、リサイクルシステムの国交省登録情報取得件数集計表の登録 区分にある各件数の実績全体に占める構成比率を基に、「新車購入時預託関連費」と 変更情報「その他の事業費」及び輸出取戻し事業費「その他支出」に按分
- ア)「新車購入時預託関連費」は、登録区分の「新規」を新車情報件数として按分
- イ)変更情報「その他の事業費」は、登録区分の「滅失、用途廃止、所有者不明」、 「登録番号、車体番号変更」及び「取消」の総和を変更情報件数として按分
- ウ)輸出取戻し事業費「その他支出」は、登録区分の「本抹消」を輸出情報件数として按分

- リサイクル料金等収納手数料のうち郵便局収納の新車並行輸入分について、振替受払 通知票、仕訳票、総勘定元帳を査閲したところ、平成22年3月26日と平成22年6月 18日、平成22年9月6日、平成22年12月8日に係るリサイクル料金等収納手数料の全額 が新車購入時預託 リサイクル料金等収納手数料として計上されていた。
- リサイクル料金等収納手数料のうち郵便局収納の引取分について、振替受払通知票、 住訳票、総勘定元帳を閲覧したところ、平成22年3月24日と平成22年6月4日、平成 22年9月21日、平成22年12月21日に係るリサイクル料金等収納手数料の全額が、引取時 預託 リサイクル料金等収納手数料として計上されていた。
- リサイクル料金等収納手数料のうちセブンイレブン収納分について、仕訳票(セブンイレブン収納)セブンイレブン集計表、手数料相殺表兼振込連絡表表示、総勘定元帳を閲覧したところ平成22年3月分と平成22年6月分、平成22年9月分、平成22年12月分に係るリサイクル料金等収納手数料の全額が件数実績により按分し、「新車購入時預託関連費」と「引取時預託関連費」に計上されていた。
- リサイクル料金等収納手数料のうちSPC収納分について、仕訳票(SPC収納)、 Smart Pit精算書、SPC収納明細情報、総勘定元帳を閲覧したところ平成22年3月分 と平成22年6月分、平成22年9月分、平成22年12月分に係るリサイクル料金等収納手数 料の全額が件数実績により按分し、「新車購入時預託関連費」と「引取時預託関連費」 に計上されていた。

- リサイクル料金等収納手数料のうちJCB収納分について、仕訳票、JCBからのお 振込通知書、総勘定元帳を閲覧したところ平成22年4月1日と平成22年6月22日、平成 22年9月24日、平成22年12月2日に係るリサイクル料金等収納手数料の全額が、引取時 預託 リサイクル料金等収納手数料として計上されていた。
- 登録情報等取得費について、3月分と6月分、8月分及び11月分に係る【自動車検査 登録協力会】按分計算表(エクセルで作成)を用いて、リサイクルシステムから出力さ れる登録自動車(リサイクルシステムのモニタリング台数)に基づいて算出された新規 台数及び変更台数、輸出台数の比率で「新車購入時預託関連費」は登録区分の「新規」 を新車情報件数として按分し、変更情報「その他の事業費」は登録区分の「滅失、用途 廃止、所有者不明」、「登録番号、車体番号変更」及び「取消」の総和を変更情報件数 として按分し、輸出取戻し事業費「その他支出」(4月より「登録情報取得費(「輸出 分」」)は登録区分の「本抹消」を輸出情報件数として按分されていることを確かめ た。また、自動車検査登録協力会から送付される請求書と上記按分資料の請求額が一致 していることを確かめた。

<コンタクトセンターの管理>

日常の事務処理(コンタクトセンターの管理)

<手続>

- 平成22年1月から12月のコンタクトセンターの下記業務について資金管理センターが管理・監督していることをサンプルについて確かめる。(資金管理センターがモニターし、必要に応じて指導することを含む。)
 - ・ 報告内容・頻度、問題発生時の対応等の業務基準が設定されていることを確かめる。
 - ・ 業務基準の遵守・実施状況が定期的に確認されていることを確かめる。
 - ・ コールセンターからのエスカレーションに対する対応状況を確かめる。

<調査結果>

• 「コンタクトセンター等への委託業務」において、業務報告の頻度、問題発生時の対応 についての記載があることを確かめた。

- コンタクトセンターの管理・監督状況について担当者へ質問し、毎月1回コンタクトセンターの担当者が資金管理センターに来て報告会を開催し情報交換をしており、また月によってはコンタクトセンターを訪問し、進捗状況の確認と必要書類(申請書等)の管理状況の把握を行っているとの回答を得た。
- 管理状況をさらに補足するためにサンプルとしてコンタクトセンターが作成した「ステータス管理表」(9月分)を査閲することにより、サンプルについて1週間以内に料金設定完了が行われていることを確かめた。
- 「自動車リサイクルシステムコンタクトセンター資金管理対応Gr稼働報告」(運用委員会資料)及び「CC料金設定業務対象車両区分別処理実績(台数)」の3月及び10月分を 査閲するとともに、資金管理センターの担当者に質問し、担当者がコンタクトセンターの状況を把握し、必要な改善について取り組みを行っていることを確かめた。
- エスカレーション対応について、5月14日から5月31日のコールセンターの受付票からサンプルを12件抽出し、2件を除き、受付日から3営業日以内に回答が行われていることを確認した。3営業日以内に回答されていなかった2件については、1件は自動車リサイクル促進センターの処理遅延によるものでないことを確かめたが、もう1件については担当者の多忙を原因とする遅延であり、自動車リサイクルセンターの処理遅延であった。なお、回答期限については業務マニュアルには記載がなく、受付日から3営業日以内という回答期限は、法人が自主的に設定して管理しているものである。

< 中古車輸出の取戻し対応 >

処理状況(受付から処理済までの日数、その他)

- 平成22年1月から12月の取戻申請者からの申請が中古車輸出返還業務マニュアルに定められた所定の手続に基づき処理されていることをサンプルについて確かめる。
- 平成22年1月から12月の中古車輸出の再資源化預託金等の返還がシステムから出力される取戻し審査結果通知書に基づいて資金管理センターから支出されていることをサンプルについて確かめる。
- 平成22年1月から12月の中古車輸出の再資源化預託金等の返還が振込期日に指定口座へ 振込まれていることを確かめる。

平成22年1月から12月の振込み不能な場合に再振込の処理が行われていることを確かめる。

<調査結果>

• 担当者へのヒアリング及びサンプルの検証により、中古車輸出返還業務マニュアルに基づき、輸出返還事務センターに以下の書類が備え付けられていることを確かめた。

返還申請書

輸出抹消仮登録証明書(又は輸出予定届出証明書)の写し

輸出許可通知書の写し

船荷証券の写し

- 1月、3月、5月及び9月分に申請された「返還申請書」からそれぞれ1件のサンプルを抽出し、輸出返還事務センターに上記の から の書類が保管されていることを確かめるとともに、振込明細データを閲覧することにより、所定の振込期日及び口座に振込手続が行われていることを確かめた。
- 1月、4月、7月及び10月に振込不能となったものについて、振込・送金(組戻・変更)依頼書を閲覧し、再振込の手続が行われていることを確かめた。

必要書類の取り付け状況(適正処理)

- 平成22年1月から12月の中古車輸出に係る事務手続が行われているかについて資金管理センターが管理・監督していることをサンプルについて確かめる。
- 平成22年1月から12月の委託業務の管理状況について、輸出返還事務センターを所掌する管理者に質問し業務管理マニュアルに沿って委託先の管理を行っていることを関連書類(輸出返還月次報告及び輸出返還事務センターの業務確認報告)の閲覧により確かめる。
- 平成22年1月から12月の委託先からの月次報告書を査閲する。
- 現地での業務確認が業務管理マニュアルに沿って行われているかを平成22年1月から 12月の報告書の査閲により確かめる。

- 上記の実施結果を管理者が確認していることを確かめる。
- 平成22年1月から12月の委託先からの費用請求について管理者の承認状況を確かめる。

- 担当者への質問により輸出返還事務センター業務に係る受託者である日本アイ・ビー・ エムからの「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」を利用して管理・監督しているとの回答を得た。
- 担当者への質問により業務管理マニュアルに沿って委託先を管理しているとの回答を得たうえで、「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」を査閲し、問題が記載されていないことを確かめた。
- 1月、4月、7月、10月分のサービス確認書及び受託者からの請求書を閲覧し、返還申請対応件数が「JARC様輸出返還事務センター月次活動報告」と整合していることを確認したうえで、係長が承認していることを確かめた。
- 1月、4月、7月、10月分の輸出返還月次報告を閲覧し、特に問題点の記述はないことを確かめた。

(3) 資金運用の調査

< 再資源化預託金等の運用関連 >

運用の基本方針の遵守

<手 続>

「再資源化預託金等の運用の基本方針」を査閲のうえ、平成22年1月から12月のリスク 管理月次報告書が管理者へ報告され承認されていることをサンプルにより確かめる。

再資源化預託金等の運用の基本方針を査閲した。

「再資源化預託金等の運用に関するリスク管理(報告)」の平成22年1月度から12月度までの12件をサンプルとして抽出した結果、理事までの承認を受けていることを確かめた。

運用計画の遵守

<手続>

- 平成22年1月から12月において、資金繰り・運用可能額算出がマニュアルどおり行われていることを確かめる。
- 平成22年1月から12月の運用実績を査閲し、再資源化預託金等運用計画会議で承認された運用計画(運用期間、運用可能額、債券等取得計画)への遵守状況を確かめる。
- 平成22年1月から12月において、再資源化預託金等運用計画会議が定期的(月2回) に開催され、運用期間、運用可能額、債券等取得計画、債券購入実績が再資源化預託金 等運用計画会議で承認又は報告されていることを確かめる。

- 資金繰り・運用可能額算出については、平成22年1月28日、平成22年2月25日、平成22年3月24日、平成22年4月13日、平成22年5月27日、平成22年6月11日、平成22年7月29日、平成22年8月12日、平成22年9月14日、平成22年10月29日、平成22年11月29日、平成22年12月13日開催分に係る「再資源化預託金等運用計画会議」の添付資料である運用可能額見込みの表と、経理係作成の口座残高管理表及び資産管理サービス信託銀行から送付される資産管理サービス信託銀行資金繰表と突合せを実施して、資金繰り・運用可能額算出がマニュアルどおりに実施されていることを確かめた。
- 平成22年1月から12月の運用実績について、再資源化預託金等運用計画会議の資料を 各月1件サンプルとして抽出し債券取引明細表に記載された金額を査閲した結果、運用 実績が再資源化預託金等運用計画会議で承認された運用計画の運用可能額の範囲内で あった。

- 平成22年1月から12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の資料を査閲し、再 資源化預託金等運用計画会議が定期的(月2回)に開催されていることを確かめた。
- 平成22年1月から平成22年12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の資料を査 関し、運用期間、運用可能額、債券等取得計画及び債券購入実績が再資源化預託金等運 用計画会議で承認又は報告されていることを確かめた。

金融機関への発注手順の遵守等の業務プロセスの検証

<手 続>

- 資金運用マニュアルを査閲する。
- 平成22年1月から12月の金融機関への発注業務が業務処理マニュアル(再資源化預託 金等の運用(運用の実行))に従って行われていることをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 資金運用マニュアルを査閲した。
- 「最良執行検証」に基づき、平成22年1月20日から平成22年12月14日までの期間における運用実績から任意で12件サンプルを抽出し、引合確認書と突合せし金融機関への発注業務が業務処理マニュアル(再資源化預託金等の運用)に則って実施されていることを確かめた。

日常の事務処理

- 平成22年1月から12月の運用の実行が、業務処理マニュアル(再資源化預託金等の運用(運用の実行))に規定される承認のもと、事務処理が行われているかを確かめる。
- 平成22年1月から12月のバックオフィス業務が業務処理マニュアル(再資源化預託金 等の運用(バックオフィス業務))に定める所定の手続に従い実施されていることをサ ンプルについて確かめる。
 - ・ 証券会社からの約定確認書と約定ブロッターとの照合
 - ・ 債券取引明細表の内容チェックと管理者の承認

- 運用指図書のTCSBへのFAXとファイルの保管状況
- ・TCSBからの追加信託金受領書の入手
- ・ 約定システムから出力した「債券残高明細表」とTCSB作成の「信託財産運用状 況報告書(決算)の照合と管理者による承認
- 平成22年1月から12月のリスク管理者によるリスク管理が業務処理マニュアル(再資源化預託金等の運用(リスク管理))に定める所定の手続により実施されていることを確かめる。
 - ・ 「リスク管理マニュアル」の検証状況の確認
 - ・ 証券会社の定期的な評価の実施

- 平成22年1月から12月の運用の実行について、運用係が作成した約定ブロッター、証券会社からの約定確認書及び約定システムからの出力証憑である債券取引明細書及び信託銀行への運用指図書が、ファイルに保管されており、債券取引明細表及び運用指図書について部長による承認が行われていることを確かめた。
- 平成22年1月から12月までの期間における運用実績から12件サンプルを抽出し、証券会社からの約定確認書及び約定プロッターの照合、債券取引明細書の内容チェックと管理者の承認状況の確認、TCSBへ送付された運用指図書のFAXとファイルの保管状況を査閲することにより、バックオフィス業務が所定の手続に従い実施されていることを確かめた。
- 月次でTCSBから追加信託金受領書を入手し、管理者の押印がなされて保管されていることを確かめた。
- 平成22年1月から12月までの期間から12件のサンプルを抽出し、「債券残高明細表」とTCSB作成の「信託財産運用状況報告書(決算)」を査閲し、両者の照合及び管理者による承認が行われていることを確かめた。
- 運用対象資産の取得時には、最良執行検証を行い日次で検証していることを確かめた。
- 週次でのリスク管理報告について、平成22年1月から12月の週次報告書のうち12件の サンプルを抽出し、査閲した結果、週次での約定実績に基づいて、最良執行検証結果、

運用対象資産検証結果、格付条件の変更の有無、関連法令の順守状況、事務処理ミス報告、システム障害の有無等について週次でリスク管理及び報告を実施していた。

- 月次でのリスク管理報告について、平成22年1月から12月の月次報告書を12件査閲した結果、運用対象資産の取得時の検証結果、運用対象資産の格付変動の検証結果、事務処理ミスの検証結果、関連法令等の遵守状況の検証結果、電算システム障害等のモニターフォローの検証結果、ラダー型運用の検証結果、種別構成比率の検証結果、1発行体当たりの資産保有総額の検証結果、証券会社別発注比率の検証結果、その他の事項について資金管理センター部長への報告及び理事の承認がなされマニュアルに定める所定の手続に従い実施されていた。
- 証券会社の評価については、平成22年5月14日及び平成22年11月11日に「証券会社再評価会議」を開催し、評価及び入替の必要性を検討していることを議事録の査閲により確かめた。
- (4) 資金管理法人(資金管理センター)の一般管理に係る調査

<調達規則の遵守状況>

調達規則の遵守状況の検証

<手続>

 平成22年 1 月から12月の総勘定元帳から支出項目について、一定金額以上の新規支出の サンプルを抽出し、調達規則に従って契約が締結されていることを確かめる。

<調査結果>

平成22年1月から12月の資金管理料金特別会計の総勘定元帳から新規支出をサンプル抽出し、調達規則に則して契約手続がなされていることを確かめた。

<情報公開規則、情報公開規程>

情報公開規則、情報公開規程の遵守状況の検証

<手続>

- 情報公開規則及び遵守マニュアルを査閲する。
- 平成22年 1 月から12月の情報公開が情報公開規則、情報公開規程及び情報公開請求取扱 マニュアルに従って行われたことをサンプルについて確かめる。

<調査結果>

- 情報公開規則、情報公開規程及び遵守マニュアルを査閲し、情報公開規則、情報公開規 程第3条に規定する公開情報が、ホームページにて公開されていることを平成22年12月 21日に閲覧して確かめた。
- 資金管理センター保管分「情報の公開請求に係る承認の伺い書」のサンプル12件について、情報公開規則、情報公開規程及び情報公開請求取扱マニュアルに従って手続がなされていることを確かめた。

<稟議決裁規則の遵守状況>

稟議決裁規則の遵守状況の検証

<手 続>

- 稟議書を査閲する。
- 平成22年1月から12月の稟議書が稟議決裁規則に従って作成・決裁されていることをサンプルについて確かめる。

- 稟議書ファイルに綴られている稟議書起案番号表及び稟議書を査閲した。
- 平成22年1月から12月の稟議書からサンプルを12件抽出して、理事長決裁、専務理事決裁、部署長決裁に区分され、各権限で決裁されていることを確かめた。

<100条帳簿>

100条帳簿の作成保管の遵守状況の検証

<手続>

• 自リ法第100条の規定に基づき、平成21年度帳簿が作成され、稟議書による決裁後、帳簿に資金管理センター公印を取得したうえ、正本が保管されているか確かめる。

<調査結果>

- 【自動車リサイクル法第百条帳簿】のファイル内に綴られた「使用済自動車の再資源化等に関する法律第100条で規定する帳簿(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)」及び稟議書を閲覧し、平成21年度帳簿が作成され、稟議書による決裁後、帳簿に資金管理センター公印を取得した上で、正本が保管されていることを確かめた。
- 自動車リサイクル法第100条及び同施行規則第120条に定められた事項について記載がされていること、及び収支計算書との金額の一致を確認した。

(5) 再資源化支援部の調査

< 法第106条 3 号業務(入金)>

計上・収入状況(資金管理センターとの突合せ)

<手 続>

平成22年1月から12月の特定再資源化預託金等の出えん金が再資源化支援部の口座に入金されていることを確かめる。

<調査結果>

 再資源化支援部から資金管理センターへ出えん金の送金の依頼をしている事を稟議書 (平成22年5月24日 起案番号 DR C-10-003)及び「出えん金の振込先口座に ついて 平成22年5月25日 再支 第10-037」を査閲して確かめた。また資金管理センターから再資源化支援部へ特定再資源化預託金等の出えん金を送金する事について「出えん通知書(平成22年5月24日 JARC資金第10-02号)」を査閲し、また入出金明細を 確認して、出えん金が5月27日に再資源化支援部の口座に入金されていることを確かめた。

<法第106条3号業務(出えん業務及び支払)>

出えん業務及び計上・支払状況

<手 続>

- 平成22年1月から12月の離島対策支援の出えんに係る離島市町村との業務が業務マニュアルに沿って行われていること並びに出えん業務運営費が管理者の承認を経て支払われていることをサンプルについて確かめる。
- 離島対策支援業務の出えん金が業務マニュアルに定められた手続により、当該対象市 町村へ支払われていることをサンプルについて確かめる。

- 離島対策支援事業について12件のサンプルを抽出し、離島対策支援事業協力要請書 (申請)、離島対策支援事業協力資金出えん予定連絡書(申請分)、離島対策支援事業 協力要請書(変更申請)、離島対策支援事業協力資金出えん予定連絡書(変更申請 分)、離島対策支援事業協力資金出えん申請書、離島対策支援事業協力資金出えん額確 定通知書(控)及び振込明細を査閲することにより、サンプルについて離島対策支援事業の出えん金が、業務マニュアルに定められた手続により離島市町村へ支払われている ことを確かめた。
- 出えん業務運営費(調査費)のうち、出張旅費について12件のサンプルを抽出し、国内出張伺い(命令)書・仮払請求書及び出張旅費報告書を査閲し、出張旅費の支払が所定の承認権者の承認を得て行われていることを確かめた。

(6) 情報管理部の調査

計上・収入状況(資金管理センターとの突合せ)

<手 続>

平成22年1月から12月の特定再資源化預託金等の出えん金が情報管理部の口座に入金されていることを確かめる。

<調査結果>

特定再資源化預託金等の出えん金は、情報管理部の口座に入金されていた。

出えん業務及び計上・支払状況

<手続>

平成22年1月から12月のシステム維持・運用費、システム改良費、コンタクトセンター運営費が当該費用の当事者で合意された負担割合に基づき、請求金額に当該負担割合を乗じて情報管理部の負担額として算出された金額で支払われていることをサンプルについて確かめる。

- 平成22年2月分の立替金入金依頼書に記載されたシステム維持・運用費は、業者からの請求書記載の金額に情報管理部の平成22年度の法人内負担割合35.33%を乗じたものと一致した。
- 平成22年3月分の立替金入金依頼書に記載されたシステム改良費(下期)のうち、システム改善(個別)は業者からの請求額を各法人に直課した金額と一致した。
- 平成22年2月立替金入金依頼書記載のコンタクトセンター運営費につき、費用按分資料(業務事跡による費用按分)を査閲し、コンタクトセンター運営費に係る各運用法人の負担割合について合意されていることを確かめた。
- 平成22年2月分の情報管理部の負担額として算出された立替金入金依頼書の入金依頼額合計は、振込明細データ(総合振込)に記載の振込金額と一致した。

- 平成22年9月分の立替金入金依頼書に記載されたシステム維持・運用費は、業者からの請求書記載の金額に情報管理部の平成22年度の法人内負担割合37.40%を乗じたものと一致した。
- 平成22年9月分の立替金入金依頼書に記載されたシステム改良費のうち、業者登録費用
 については業者請求額に法人間調整会議にて決定した情報管理部負担比率を乗じた金額と
 一致し、部門個別改良費は業者からの請求額と一致した。
- 平成22年9月立替金入金依頼書記載のコンタクトセンター運営費につき、費用按分資料 (業務実績による費用按分)を査閲し、コンタクトセンター運営費に係る各運用法人の負担割合について合意されていることを確かめた。
- 平成22年9月分の情報管理部の負担額として算出された立替金入金依頼書の入金依頼額合計は、振込明細(総合振込)もしくはデータ振込・振替サービスご利用明細記載の振込金額と一致した。

以上